

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

令和五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和五年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川越市	南古谷第六	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川越市	高階第四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川越市	高階第五	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡八	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生六	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川口市	中央六	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川口市	中央九	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川口市	青木一	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
秩父市	落合第一	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
秩父市	落合第二	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで

小川町	青山四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
小川町	青山五	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
ときがわ町	西平二	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
ときがわ町	西平三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
横瀬町	拾壹番	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬一	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
東秩父村	御堂二	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
東秩父村	御堂三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
神川町	阿久原十三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
神川町	阿久原十四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで